



## 社会・環境部会 部会賞表彰細則

平成 28 年 9 月 8 日 第 35 回社会・環境部会全体会議承認

### (目的)

第 1 条 本細則は「社会・環境部会規約」第 1 条，第 3 条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110) 第 1 条に基づき，社会・環境部会部会賞（以下，「部会賞」という）の制定およびその選考と表彰について定めることを目的とする。

### (趣旨)

第 2 条 部会賞は，社会・環境部会の設置趣意書に合致する顕著な貢献を表彰の対象とする。貢献には，実際の活動に加えて，研究会等での論文発表・講演会での講演等をも含むこととする。

2 部会賞の種類，要件，対象等については，別途定める。

### (選考方法)

第 3 条 受賞者の選考は，運営小委員会にて，推薦および自薦の書類に基づいて審査し，決定する。

### (表彰時期)

第 4 条 部会賞の表彰は，原則として「春の年会」または「秋の大会」において，部会長がおこなう。

### (選考結果報告)

第 5 条 表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

### (改定)

第 6 条 本細則の改定は，社会・環境部会運営小委員会が決定し，社会・環境部会全体会議，部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

### (補則)

第 7 条 本細則に定めるもののほか，部会賞の実施に必要な事項は，部会運営小委員会の協議によるものとする。

### 附則

- 1 平成 24 年 3 月 21 日 第 26 回社会・環境部会全体会議制定，同日施行
- 2 改定履歴

- ① 平成 16 年 12 月 15 日 社会・環境部会表彰規定として運営委員会にて制定
- ② 平成 17 年 3 月 16 日 運営委員会にて改定
- ③ 平成 17 年 3 月 16 日 運営委員会にて改定
- ④ 平成 17 年 3 月 16 日 運営委員会にて改定
- ⑤ 平成 17 年 3 月 16 日 運営委員会にて改定
- ⑥ 平成 24 年 3 月 21 日 学会管理の内規に変更 第 26 回社会・環境部会全体会議制定
- ⑦ 平成 28 年 9 月 8 日 「社会・環境部会部会賞表彰細則」に変更 第 35 回社会・環境部会全体会議承認, 平成 28 年 10 月 17 日 部会等運営委員会メール報告, 平成 29 年 3 月 21 日 第 7 回理事会報告

#### 附則

- 1 平成 28 年 9 月 8 日承認の細則は, 社会・環境部会運営小委員会承認の日から施行する。